南伊勢町告示第９２号

南伊勢町行政チャンネル放送基準に関する要綱を次のように定める。

令和２年６月１５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南伊勢町長　　小山　巧

南伊勢町行政チャンネル放送基準に関する要綱

（趣旨）

第1条　この基準は、南伊勢町行政チャンネルの放送基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送内容）

第2条　行政チャンネルの放送内容は次に掲げるとおりとする。

1. 町行政**、**町議会の情報
2. 国、県、他市町村、地方自治法第157条に定める公共的団体等（以下「公共的団体等」という。）の広報及び連絡に関すること
3. 公共的団体等の地域情報や、自治会等の住民組織が深く関わっているまちづくりに関する地域情報
4. 南伊勢ブランド認定を受けた事業者の活動に関する情報や町の地域活性化に貢献したと町が認める個人や企業等の活動に関する情報

（放送基準）

第3条　行政チャンネルの放送基準は次に掲げるとおりとする。

1. 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送をしない。
2. 差別的なもの、基本的人権を軽視するようなものは取り扱わない。
3. 下品な言葉づかいは避け、卑猥な言動による表現はしない。
4. 宗教に関するもので、勧誘、寄付の募集等を目的としたものは、放送しない。ただし、地域の伝統行事に関わるものはこの限りではない。
5. 営利を目的としたものは取り扱わない。ただし、第２条の各号に該当する場合はこの限りではない。
6. 過度に政治信条、思想に傾倒するものは取り扱わない。特に反社会勢力などの破壊的、暴力的、非人道的なものにつながる場合は、絶対に取り扱わない。
7. 強い不快を感じることが想定される陰惨な映像などは取り扱わない。
8. 公序良俗に反する恐れがあるものは取り扱わない。性的な表現、犯罪行為、その他一般的に望ましくないと考えられる言動を含むものは取り扱わない。
9. 政治上及び経済上に関することは、公正な立場を守る。町民に混乱や重大な影響を与える恐れのある諸問題は取り扱わない。
10. 個人及び企業からの取材及び放送の依頼は、営業広告または売名的宣伝を目的としたものは取り扱わない。
11. その他、町長が適当でないと認めたものは放送しない。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。